

平成 27 年 10 月 30 日

本宮市の教育、学術及び文化の振興に関する  
総合的な施策の大綱について

## 1 改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の内容（大綱関係）

### （1）大綱の策定について

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

### （2）大綱の期間

【文部科学省局長通知】

法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定。

### （3）大綱の主たる記載事項

【文部科学省局長通知】

各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

### （4）大綱と地方教育振興計画の関係

【文部科学省局長通知】

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

## **2 本宮市教育振興計画の策定経過**

- 平成 26 年 3 月に、教育基本法に基づく、「本宮市教育振興基本計画」（期間：平成 26～30 年度）を策定済み。
- 策定にあたっては、平成 26 年 3 月に策定した本宮市第 1 総合計画後期基本計画（期間：平成 26～30 年度）との整合性を確保。

## **3 本市における大綱の方針（案）**

本市においては、平成 26 年 3 月に、教育基本法に基づく、「本宮市教育振興基本計画」を策定しており、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、本計画を本宮市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に位置づけることとする。